

令和6年度 家庭教育支援基礎講座
～保護者同士のつながりを深めるファシリテーション～ 実施要項

1 趣 旨

- (1) 地域において家庭教育支援活動を行う家庭教育支援チームの中心となる、家庭教育支援員を養成する。
- (2) 就学前の子供を持つ保護者への早期からの切れ目のない支援のため、受講者の家庭教育支援の基礎的な知識・技能の習得と資質向上を図る。

2 主 催 静岡県教育委員会

3 受講対象者

(1) 静岡県家庭教育支援員候補者(市町推薦)

地域の人材で、次の2つの条件を満たしている方

ア 本講座受講後、ボランティアとして各市町の家庭教育支援活動に参画する意思のある方

イ 平成27～29年度開催「静岡県家庭教育支援員養成研修会」、平成30年～令和2年度開催「静岡県家庭教育支援員基礎講座」、令和3～5年度開催「家庭教育支援基礎講座」に参加していない方

<例>子育て経験者、教員OB、地域の子育てサポーター、社会教育指導員、民生委員・児童委員、ケータイ・スマホルールアドバイザー、読書ボランティア等の地域の子供や子育て中の保護者との関わりがある方、家庭教育支援・子育て支援に関心のある方 等

(2) 幼児教育関係者

公立、私立幼稚園、認定こども園、保育所等の幼児教育関係者で、保護者に対し家庭教育や子育て支援を行ったり、保護者会等を有意義に進めたりする知識や技術を身につけたい方

(3) (1)、(2) 以外の受講希望者

PTA関係者、家庭教育支援員(再度、基礎から学びたい方)等、家庭教育支援について学びたい方

4 実施日及び会場

日 時	会 場	対象市町 (別会場での参加も可)
7月 3 日(水) 10:00～16:00	【中・西部会場】 静岡県総合教育 センターあすなろ	静岡市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、 菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町、浜松市、磐田 市、袋井市、湖西市、森町
7月 12 日(金) 10:00～16:00	【東部会場】 三島市民文化会館	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、 御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、 函南町、清水町、長泉町、小山町

【静岡県総合教育センターあすなろ】〒436-0294 掛川市富部 456

【三島市民文化会館】〒411-0036 三島市一番町 20-5

5 募集人数 各会場 40名程度

6 内 容 家庭教育に関する講座、講義、演習等

午前	講義 1	家庭教育とは ～家庭教育支援の現状と課題、方策～
	講義 2	保護者同士のつながりを深める支援の仕方「ファシリテーションスキル」と「交流会型家庭教育講座」の開催方法
午後	演習 1	家庭教育ワークシート「つながるシート」模擬体験とアイスブレイク・スキル
	演習 2	新「つながるシート」作成演習

7 受講費 無料

8 旅 費 静岡県家庭教育支援員候補者(市町推薦)の旅費は県の規定に基づいて支給する。
 ※政令指定都市からの受講者は除きます。
 ※静岡県家庭教育支援員候補者(市町推薦)以外の受講者への旅費の支給はありません。

9 受講申し込み手続き

(1) 静岡県家庭教育支援員候補者(市町推薦)の場合

手続き者：市町生涯学習・社会教育主管課 家庭教育担当	
手 順	提 出 物
①市町担当者は、受講者(各市町1～2名程度)を選定する。 ②市町担当者は、「受講者一覧」(様式1)を作成し、県へ提出する。	・様式1「受講者一覧」

※静岡県家庭教育支援員候補者(市町推薦)は、終日の参加となります。

(2) 幼児教育関係者、その他の受講希望者の場合

(幼児教育に関わる方、家庭教育支援員、家庭教育支援について学びたい方)

手続き者：受講希望者	
手 順	提 出 物
①幼児教育関係者は、各園で別紙「受講申込書」を作成し、県へ提出する。	・様式2「受講申込書」(園用)
①その他の受講希望者は、別紙「受講申込書」を作成し、県へ提出する。	・様式3「受講申込書」

※幼児教育関係者及び、その他の受講希望者は、午前のみ受講、午後のみ受講、終日受講を選択できます。

(3) 提出期限 令和6年6月10日(月)必着

(4) 提出方法 郵送又はファクシミリ、電子メールによる

(5) 提 出 先 下記問い合わせ先

10 問い合わせ先 静岡県教育委員会社会教育課地域家庭班家庭教育担当
 住 所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
 電 話 054-221-3162 FAX 054-221-3362
 電子メール katei@pref.shizuoka.lg.jp

11 その他

(1) 受講者には、後日、家庭教育支援基礎講座開催通知を送付する。

(2) 開催延期や中止、内容の変更等がある場合には、別途市町担当者と受講者へ連絡する。

(3) この実施要項に定めるもののほか、研修会開催等に関することについては、必要に応じて社会教育課長が別に定める。